ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止、部局長又は監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑵　低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成18年７月24日付け18海整第410号東海農政局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る追加対策を試行する。

①　次のアからウの段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ次項②及び③に示す措置を講ずる。

ア　施工確認段階。

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）。

ウ　下請契約状況調査における下請への支払実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）。

なお、監督職員が文書により指示した事項について疑義がある場合、現場代理人はその内容について監督職員へ書面により説明を求めることができるものとし、監督職員はこれに応じるものとする。

②　上記①に示すいずれかの文書指示を受けた場合は、以降の１年間において東海農政局管内の別の新規直轄工事における応募時の加算点等を減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　当該企業の総合評価落札方式による加算点を50％減ずる。

イ　公募型指名競争入札方式等の場合　当該企業の工事成績評定の評定点を３点減ずる。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合は、当該対象工事が完成検査に合格するまでの間、東海農政局の別の新規直轄工事に係る入札参加を制限する。

ただし、当該対象工事が２ヶ年以上にまたがる場合については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による指示を行った時点で同様の措置を改めて講ずる。

④　当該対象工事の工事成績評定の評定点が65点未満の場合は、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

６　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結をした場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結をした場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は請負代金額の10分の２以内とする。

また、低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10の３に相当する額とする。

⑼　配置予定技術者の確認について

①　落札者を決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

②　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑽　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までに追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合及び追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む。）は、その者の入札を無効とすることがある。

⑾　契約締結後のＶＥ提案として、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

なお、発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４の⑶により申請書及び資料を提出することができる。

ただし、競争に参加するためには開札の時点において当該資格の確認を受け、かつ一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒀　電子入札について

①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとする。

ただし、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更できるものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（東海農政局ホームページ；https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/index.html）によるものとする。

⒁　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼